

一般社団法人鳥取県社会福祉士会

代議員選任規則

2010年3月13日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人鳥取県社会福祉士会（以下「本会」という。）が、社団法人日本社会福祉士会（以下「本部」という。）の鳥取県支部として代議員を選出する場合の選任方法等に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「代議員」とは、本部定款第15条に規定する者を指し、この規定に基づいて選任された者をいう。

(定数)

第3条 本部代議員選出規則（以下「本部規則」という。）第6条の規定に従う。

(任期)

第4条 代議員の任期は、本部規則第10条の規定に従う。

(代議員の責務等)

第5条 代議員は、本部総会に出席し社団法人の社員としての表決権を行使し、結果を本会理事会ならびに本会会員へ報告しなければならない。

2. 代議員は、必要に応じ理事会に陪席し、理事会から意見を聴取することができる。
3. 理事会は、必要に応じ代議員に理事会への出席を求め、意見を聴取することができる。

(選任)

第6条 代議員は、本会正会員の中から選出され、本会総会の承認を経て選任されるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、本部の役員である者は選任されないものとする。
3. 代議員定数のうち2名は、理事会の推薦に基づき選出されるものとする。
4. 代議員の具体的な選出方法等については、理事会において別に定める。

(選任の届け出)

第7条 前条第1項により代議員を選任したときは、遅滞なく本部部长へ届け出なければならない。

(辞任)

第8条 代議員は、次に掲げる場合において辞任するものとする。

- (1) 心身の故障のため継続して職務執行に耐えられない旨本人又はその家族が判断したとき。
 - (2) 本部規則第11条に規定に基づき、代議員が本部の理事に立候補するとき。
 - (3) 本会を退会した者、及び他県に支部変更した者は自動的に辞任したものとみなす。
2. 前項により辞任するときは、あらかじめ本会理事会の承認を経て、速やかに本部部长へ届け出なければならない。
 3. 第1項第2号により辞任するときは、本部理事立候補届受理日以前に前条の届けを行わなければならない。

(改案)

第9条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、本会の設立許可のあった日から施行する。